

免 許	准看護師 免許証交付まで1ヶ月程度要します。 (※他都道府県免許の書換・再送付申請は、免許証交付まで2ヶ月程度要します。)		・交付された免許証は740円(現金又は切手)で郵送依頼可能です。	
窓 口	住所地又は就業地の保健所・富山県各厚生センター 各種申請書類は保健所窓口にあります。		富山県収入証紙は、富山市保健所別館で購入できます。 (※他都道府県免許の書換・再送付申請の手数料は、事前にHP、電話等で発行都道府県に確認し、郵便為替でご用意ください。)	
手 続 き	新規富山県免許申請	籍訂正・免許証書換え交付申請 (氏名・本籍の都道府県名の変更)	免許証再交付申請 (免許証の紛失・破損の場合)	免許(登録)の抹消 (死亡・失踪した場合など)
必 要 な 書 類 等	1. 免許申請書 2. 診断書 (発行の日から1ヶ月以内のもの) 3. 戸籍抄(謄)本又は本籍地の記載がある住民票の写し (マイナンバー未記載のもので発行の日から6ヶ月以内のもの) 4. 合格証書(原本) 5. 富山県収入証紙5,600円	1. 籍訂正(書換交付)申請書 2. 遅延理由書 (変更を生じた日の翌日から起算して30日を過ぎた場合) 3. 戸籍抄(謄)本 (発行の日から6ヶ月以内のもの) 4. 免許証(原本) (原本がない場合は再交付申請が必要です。) 5. 富山県免許の手数料は 富山県収入証紙3,400円	1. 免許証再交付申請書 《旧姓併記を新たに希望、変更する場合は、書換交付申請が必要です。》 2. 本籍地の記載がある住民票の写し (マイナンバー未記載のもので発行日から6ヶ月以内のもの) 《同時に籍訂正・免許証書換申請をする場合は、戸籍抄(謄)本が必要で、住民票の写しは不要です。》 3. 免許証(破損・汚損の場合) 4. 富山県免許の手数料は、 富山県収入証紙4,100円	1. 籍登録抹消申請書 2. 遅延理由書 (抹消事由が生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎた場合) 3. 死亡又は失踪したことが確認できる書類(次のいずれか) ・除籍抄(謄)本(原本) ・死亡診断書(コピー可) ・死体検案書(コピー可) ・失踪宣告を受けたことを証明する書類(原本) 4. 免許証 (原本がない場合は申立書)
		※他都道府県免許証は発行都道府県に手数料を確認し、郵便為替でご用意ください。		
備 考	・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要です。 ・合格証書(原本)は、原本照合後お返しします。	・戸籍抄(謄)本は免許証の氏名(又は本籍)から現在の氏名(又は本籍)までの変遷が分かるものを提出してください。 ※場合によっては、改製原戸籍抄(謄)本、除籍抄(謄)本等が必要です。 ・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要です。	・免許取得状況を伺いますので、登録番号、登録年月日、免許申請時の本籍・住所・卒業学校名等分かる範囲で調べてきてください。 ・本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等)を持参してください。	・申請者は戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者です。 ・本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等)を持参してください。